

「福祉の学習」
推進パンフレット
教職員の
皆さま

ふ だんの

く らしの

し あわせの
ために

みんなが
しあわせに
くらしていく
ための教育

避難所でともに 生きるために

～地域の避難所に集まる
人々について
考えてみませんか～



みなさんは避難所での生活について考えたことはありますか。

避難所には、その地域で生活する様々な人々が集まります。中には高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人(以下「**要配慮者**」という。)も避難しており、それらの人々ととも避難所という限られた場の中で生活することとなります。

そのような状況で、子どもたちが要配慮者を含む様々な人々とともに生活するためには、どのような配慮をして、いかにして支え合い、助け合う必要があるかを平常時から理解を深め、考えていく必要があります。

本パンフレットは、子どもたちが避難所の中で様々な人々と助け合いながら生活するにあたり、どのような配慮が必要かを学ぶことで、子どもたちに防災における福祉の視点について関心を深めてもらい、さらには、身近な地域で生活する様々な人々に対しても理解を深め、個々を尊重し多様性を認め合い支え合って生活することの重要性について考えるきっかけとなることを目的として、作成いたしました。

避難所とはどんなところか

避難所とは

正式名称は「指定避難所」といい、「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する」場所のことです。公共施設や学校が避難所にあたります。自宅が壊れて電気や水道が止まるなど自宅では暮らせない人や、車の中で過ごす以外の人々が避難する場所です。

また、避難所内に救護所が設置され、ケガや病気の人が集まります。さらに、被害や安否などの情報収集や救援物資の配給が行われる場ともなります。

避難所での生活

公共施設や学校の体育館などの広い空間で、多くの人々が共同生活を送ります。仕切りは段ボールで囲う程度となるためプライバシーが確保されにくく、避難所生活が長期になるほど、災害による不安や疲れのみならず、生活に対するストレスも増大することが考えられます。

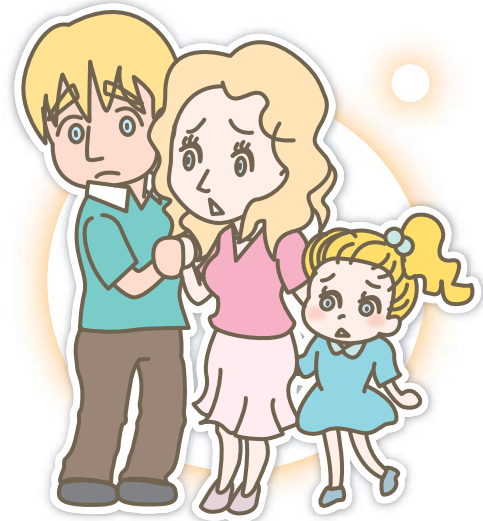
季節変動による影響

冬の寒さが特に厳しい北海道ですが、冷・暖房設備があっても災害時には機能しない可能性が非常に高く、機能しても広い空間に行き届くには不十分であることが考えられます。多くの人々が避難している避難所ではシャワーを浴びる機会は限られるか、断水などがあれば浴びることはできず、汗のかきやすい夏は特に衛生状態の悪化が懸念されます。さらに、こうした特殊な環境下では風邪や感染症に罹患しやすくなります。

「要配慮者」とはどんな人のことか

要配慮者とは

高齢者や障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を必要とする人のことを指します。「その他の特に配慮を必要とする人」とは妊婦や、外国人、医療的配慮を要する人工透析受療者、人工呼吸器・酸素供給装置利用者、アレルギー疾患の患者など、自分の身に迫った危険を察知し回避する理解能力や判断能力が乏しい人、言語能力が乏しく危険を周囲に知らせることが困難な人、避難生活に特別の配慮を必要とする人を指します。



「福祉避難所」の課題点

福祉避難所とは

要配慮者が円滑に利用できるよう確保され、災害が発生した後に生活や身体のことなどの困りごとを要配慮者が相談し、助言やその他の支援を受けることができる体制の整備がなされ、良好な生活環境が確保された避難所のことです。災害時に福祉避難所が設置されるのは、特別養護老人ホームや障害者入所施設のような社会福祉施設です。

福祉避難所の課題

福祉避難所には、以下のように、災害発生時の受け入れが難しいなど数多くの課題が考えられます。

- ①福祉避難所は災害の種類や規模に応じて開設される二次的避難所として位置付けられており、災害発生時にすぐには受け入れてもらえず、開設されるかは状況次第であること
- ②たとえ開設されるとしてもその準備に数日を要すること
- ③開設される数は少なく元々の入所者とともに対応せざるを得ないため、福祉の専門職員の稼働人数に限界が生じ、受け入れが難しく断られる可能性が高いこと
- ④社会福祉施設自体が被災してしまった場合、受け入れは全くできないこと

近年の災害時の状況

平成28年4月に発生した熊本地震では、市が社会福祉法人など8団体と協定を結び、約1,700人の要配慮者の受け入れ枠を確保しておりましたが、施設での受け入れが追い付かず利用者は100名程度だったといわれています。

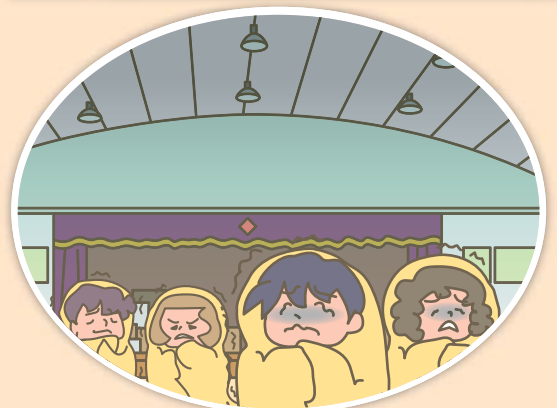
避難所に使われた学校

学校が避難所に使われるメリットとデメリット

多くの学校施設は、各自治体で策定される市町村防災地域計画の中で避難所に指定されています。東日本大震災では、最も多い平成23年3月17日時点には622校が避難所として使用されました。

学校が災害時に避難所として使われるメリットは、被災した地域の住民が数百人規模で宿泊できること、給食施設を利用した炊き出しも可能なこと、避難物資の配給の拠点になることです。

しかし、デメリットとして建物の老朽化による耐震性の弱まりや、冷暖房設備が不十分で生活の場としては適さないなどの問題があり、学校が災害時に安全であるとは言いきれません。



学校が避難所となることで生じる子どもたちへの影響

学校が避難所に使われる影響

学校が避難所として使われることにより、学校再開に遅れが生じることが多くあります。

例えば東日本大震災では、宮城県南三陸町立歌津中学校が地区で唯一津波被害を免れ、地域の避難所として、また校舎は子供の学習スペースやボランティアの部屋、町内会の会議室などの様々な用途に利用されました。内陸の市町村は、学校再開に向けて公民館などへ避難所を集約したのに対して、南三陸町は町全体が津波で被災したため、約5か月間避難所としての利用が続き、そのため教育活動の再開は3か月後であり、宮城県内では最も時間を要しました。教育活動の再開後も200名近くの被災者が、学校で避難生活を送りました。



避難所における子どもたちの活躍

熊本地震での子どもたちの活躍

平成28年4月に発生した熊本地震では、余震が続きボランティア受け入れのめどが立たないなか、避難所の運営を避難している子どもたち自ら手伝う姿があり、長引く避難生活で疲労がたまる大人たちも勇気づけられていました。

熊本県西原村にある西原中学校では、約300人が避難生活を続けていましたが、そのなかで同じく避難生活をしている中高生らが、自主的にお年寄りに対し排泄の介助をしていました。

また、約1,000人が避難生活をしていた益城町の保健福祉センターでは、避難者の大人と子どもたち約20人が「ボランティア」として活動し、自ら炊き出しやごみの回収、新聞の配布などを行っていました。



本パンフレットは以下のURLからPDFでダウンロードすることができます。
北海道ボランティア・市民活動センターブログ

<http://blog.canpan.info/d-vola/>



平成30年3月発行

社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課
北海道ボランティア・市民活動センター

TEL:011-271-0683 FAX:011-271-3956